

・番号法第30条の改正（赤字・法改正内容、青枠・条例改正影響内容）

○情報提供等記録の特例（行政機関個人情報保護法の適用）

（第30条）「行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から～の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、～（以下のとおり）とする。」

○改正前の規定（第30条）

| 読替え後の規定   | 読替え前の規定   |
|---|---|
| <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。)</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> |



○改正後の規定（第31条）

| 読替え後の規定   | 読替え前の規定   |
|---|---|
| <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項(これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。))</u>に規定する記録に記録された者であって、当該行政機関の長以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> | <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>当該保有個人情報の提供先</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> |